

令和6年4月1日

指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護
(認知症高齢者グループホームえがおとほほえみ)
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(指宿市指定 第4671000224号)

当事業所は利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)の提供をします。グループホームの概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当グループホームへの入居は、原則として要介護認定の結果「要支援2」もしくは「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入居は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業主体概要	1
2. ホームの概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. グループホームが提供するサービス(利用料金、加算など)	3
5. グループホームを退去していただく場合(契約の終了について)	8
6. 緊急時の対応	10
7. 苦情の受付について	10
8. 重要事項説明書付属文書	10

1. 事業主体概要

- (1) 法人名 医療法人 微笑会
- (2) 法人所在地 鹿児島県指宿市十町2406-1
- (3) 電話番号 0993-26-3020
- (4) 代表者氏名 理事長 田畑 博規
- (5) 設立年月 平成6年9月1日
- (6) その他の介護事業
 - 1、小規模多機能ホーム 「伝」
 - 2、住宅型有料老人ホーム 「れんげ畑」

2. ホームの概要

(1) ホーム名 グループホーム えがおとほほえみ

(2) ホームの目的 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員が、要介護状態（要支援2含む）であって認知症の状態にある高齢者に対し適正な指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的としています。

(3) ホームの運営方針

- 1、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活をおくることができるよう利用者の心身の状況をふまえ、適切な介護を行います。
- 2、利用者がそれぞれの役割を持って、家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して介護を行います。
- 3、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して介護を行います。
- 4、利用者に対し、懇切丁寧な介護を行い、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。
- 5、介護の提供にあたり、利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は、行いません。
- 6、介護従事者は、自ら提供する介護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(4) ホームの責任者 山元 輝美

(5) 開設年月日 平成12年4月1日

(6) 保険事業者指定番号 4671000224号

(7) 所在地・電話・FAX番号 鹿児島県指宿市十町626

電話番号 0993-22-1030 FAX 0993-23-1040

(8) 交通の便 指宿市役所から徒歩7分

(9) 敷地概要 敷地面積:2926.00 m²

(10) 建物概要 構造：鉄骨造1階建て、延べ床面積：704.86 m²

(11) 居室等の概要（利用定員27名）

当グループホームでは以下の居室をご用意しています。

1. トイレが10ヶ所設置されています。
2. 居室及びトイレの入口は全てドアで仕切られています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	1F 27室	原則としてベッド、但し畳敷も可
合計	27室	
食堂	3室	各ユニット1室
居間	3室	各ユニット1室
浴室	3室	各ユニット1室

3. 職員の配置状況

当グループホームでは、利用者に対して指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置状況
1. 管理者	1 名
2. 介護支援専門員	1 名以上
3. 介護職員	17 名以上

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 管理者	常勤 1 名
2. 介護支援専門員	常勤 2 名
3. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日中： 6：00～21：00 7 名以上 夜間： 21：00～ 9：00 2 名以上

4. 当グループホームでは、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当グループホームが提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては利用料金の大部分（利用者の負担割合に応じて 7 割～ 9 割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

- ①入浴 入浴または清拭を週 2 回以上行います。
- ②排泄 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ③健康管理 連携看護師・協力医療機関の主治医による日々の健康管理を行います。
- ④その他自立への支援
 - ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
 - ・生活のリズムを考え、毎朝・夕の着替えを行うよう配慮します。
 - ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

サービス利用料金（１日あたり負担割合が１割の場合）

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）及び、夜勤２名体制による減算後の料金をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度、負担割合（１割～３割）により異なります。）

1. 利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 要支援２	要介護度１	要介護度２	要介護度３	要介護度４	要介護度５
	7,490円	7,530円	7,880円	8,120円	8,280円	8,450円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,741円	6,777円	7,092円	7,308円	7,452円	7,605円
3. サービス利用に係る自己負担額（１－２）	749円	753円	788円	812円	828円	845円
4. 3ユニットの事業所が、夜勤職員を２人以上とする場合の減算後	699円	703円	738円	762円	778円	795円

加算の説明（負担割合が１割の場合：１日につき）

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	勤続年数10年以上又は介護福祉士70%以上配置	22円
医療連携体制加算（Ⅰハ）	医療ニーズが必要となった場合に適切な対応が取れる等の体制を整備している。看護師を1名以上配置し、24時間連絡できる体制を確保している。	37円
認知症専門ケア加算（Ⅰ） （該当者のみ加算）	・日常生活自立度Ⅲ以上の者が入居者の1/2以上 ・日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方 ・認知症介護実践リーダー研修者2名以上配置	3円
認知症チームケア推進加算Ⅱ （該当者のみ加算）	日常生活自立度Ⅱ以上に該当する方。 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了しているものを2名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。	120円/月
初期加算 （該当者のみ加算）	入居から30日以内の期間と、30日を超える入院後に再入居した場合。	30円

口腔・栄養スクリーニング加算 (原則全員対象)	利用者に対し、利用開始時及び利用中6ヶ月毎に口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する計画作成担当者に提供した場合(6ヶ月に1回が限度)	20 円/回
看取り介護加算 (該当者のみ加算)	看取り介護を行った場合死亡日以前 31 日～45 日以下	72 円
看取り介護加算 (該当者のみ加算)	看取り介護を行った場合死亡日以前 4 日～30 日以下	144 円
看取り介護加算 (該当者のみ加算)	看取り介護を行った場合死亡日以前 2 日～3 日	680 円
看取り介護加算 (該当者のみ加算)	看取り介護を行った場合 死亡日	1280 円
若年性認知症利用者受入加算 (該当者のみ加算)	若年性認知症利用者ごとの担当者を中心に、特性やニーズに応じたサービスを行った場合に加算されます。	120 円
科学的介護推進体制加算 (該当者のみ加算)	利用者毎の ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等の基本的な情報を、厚生労働省に提出する。必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって情報その他のサービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する。	40 円/月
退居時相談援助加算 (該当者のみ加算)	利用期間が1ヶ月を超える入居者が退居するにあたり、退居後の相談援助と、退所後のサービス提供者への情報提供を受けた場合に算定する。(一人につき1回)	400 円/回
介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の 11.1% …①	※
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	所定単位数の 3.1% …②	
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 2.3%…③	
協力医療機関連携加算	・施設からの診療の求めがあった場合、利用者の病状が急変した場合、入院を要すると認められた場合の受け入れ体制を確保している病院と連携していること。 ・当該入所者等の病歴等の情報を共有している会議を定期的に開催していること。	100 円/月

※①、②、③は令和6年6月より一本化され、所定単位数の18.6%となります。

◎重度化した場合の対応に係る指針

1. 急性期における医師や医療機関との連携体制

利用者が急病等になった場合、主治医の協力医療機関に連絡し対応の指示を受ける。
また緊急時においても協力医療機関に搬送もしくは往診を24時間可能なものとします。
協力医療機関との連携により24時間体制で利用者の体調の変化に対応するものです。
また入院した場合、連携（入院）先の主治医、看護師等と治療内容、入院期間等、退院計画等を検討し、管理者とご家族等との間で、以後の入居方針等について確認、話し合いを行い対応します。

2. 利用者の入院期間中はグループホームにおける居住費や食費については、部屋代は日数分受領し、食費や水光熱費は受領しない。

3. 看取りに関する指針

利用者の疾病状況等、緊急な医療の状況が考えられるため主治医の協力医療機関の判断と本人、家族との話し合いによるものとする。

（２）介護保険の給付の対象外となるサービス

①食事

当グループホームでは、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。また季節、行事に合わせた食事も提供します。

・利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

料金（1日） 朝食 385 円、昼食 605 円、夕食 605 円、おやつ代 100 円（1日2回）

※食事時間 朝食：7：00～8：00 昼食：11：40～12：30
夕食：16：40～17：30

②特別な食事（酒を含みます。）

利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費と基本食材費との差額を負担して頂きます。

※ 行事等で外食をした場合も同様とします。

③部屋代 1日 1,100 円 / 月

④水道、光熱費 1日 500 円 / 月

夏季（8月、9月）冬季（12月、1月）加算+130 円（630 円/日）

⑤持ち込み電気製品代 テレビ1日 50 円・冷蔵庫1日 150 円

⑥理髪・美容

[理髪サービス]

ホームにおいて理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。また、グループホーム外の理髪店・美容院をご利用になることもできます。

利用料金：1回あたり一実 費

⑥小遣い銭の管理

利用者の希望により、日常生活に使用する小遣い銭の管理サービス〈無料〉をご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：日常生活に使用する小遣銭

○お預りするもの：日常生活に使用する小遣銭

○保管管理者：グループホーム管理者

⑦レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：原則として無料と致しますが、希望により特殊な材料代については実費をいただきます。

○クラブ活動

書道、茶道、華道など（材料代等の実費をいただきます）

⑧日常生活上必要となる諸費用

利用者の希望による日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で、利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を、実費負担していただきます。利用者で共用する日用品等（トイレットペーパー、石鹸、シャンプー等）は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑨契約終了後も居室を明け渡さない場合等の所定の料金

利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

（1日あたり）

ご契約者の 要介護度 料金	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	6, 990 円	7, 030 円	7, 380 円	7, 620 円	7, 780 円	7, 950 円

（3）利用料金のお支払い方法

料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

ア. 窓口での現金支払
 イ. 下記指定口座への振り込み
 鹿児島銀行 指宿支店 普通預金 3 0 8 2 1 4 5
 口座名義 グループホーム えがおとほほえみ 理事長 田畑 博規

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により診察を実施します。また下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	指宿さがら病院
〃	南記念クリニック
〃	今林整形外科病院
〃	永尾歯科医院
〃	宮崎歯科医院
〃	岩下眼科医院

5. グループホームを退居していただく場合（契約の終了について）

当グループホームとの契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当グループホームとの契約は終了し、利用者に退去していただくことになります。

- ① 要介護認定により利用者の心身の状況が自立または要支援 1 と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 当グループホームの滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当グループホームが介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- ⑤ 利用者から退居の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退居の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（１）利用者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者から当グループホームからの退居を申し出ることができます。その場合には、退去を希望する日の７日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、グループホームを退去することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（２）事業者からの申し出により退去していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当グループホームから退去していただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による、サービス利用料金の支払いが３ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が、常時医療機関において治療、入院が必要となられた場合

（３）円滑な退去のための援助

利用者が当グループホームを退去する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退去のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者の紹介

6. 緊急時対応

認知症対応型共同生活介護サービスの提供中に、利用者の心身の状況に異変その他、緊急事態が生じた場合は、速やかに協力医療機関に連絡し、適切な措置をいたします。
また、非常災害に備え定期的に避難訓練を行い、天災その他の災害が発生した場合、従業員は利用者の避難誘導や協力機関等との連携等、適切な措置をいたします。

7. 苦情の受付について

(1) 当グループホームにおける苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 管理者・介護支援専門員 山元 輝美
介護支援専門員 前園 佳代

○受付時間 8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを事務所受付横に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

各市町村介護保険担当課及び下記へお問い合わせください。

指宿市役所介護保険係	所在地 電話番号 F A X 受付時間	鹿児島県指宿市十町2424番地 0993-22-2111 0993-24-4342 8：30～17：00
鹿児島県 国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 F A X 受付時間	鹿児島県鴨池新町6-6（鴨池南国ビル内） 099-213-5122 099-250-4307 9：00～17：00
鹿児島県庁介護保険室	所在地 電話番号 F A X 受付時間	鹿児島市鴨池新町10番1号（行政庁舎3階） 099-286-2674 099-286-5554 9：00～17：00

※年末年始、土・日曜日及び国民の祝祭日は休み

8 <重要事項説明書付属文書>

1. グループホームの概要

- (1) 建物の構造 鉄筋造1階建て
- (2) 建物の延べ床面積 704.86㎡
- (3) 交通の便 指宿市役所から徒歩7分

2. 職員の配置状況

介護職員・・・利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

計画作成担当者及び介護支援専門員

・・・利用者に係るサービス計画（ケアプラン）を作成します。

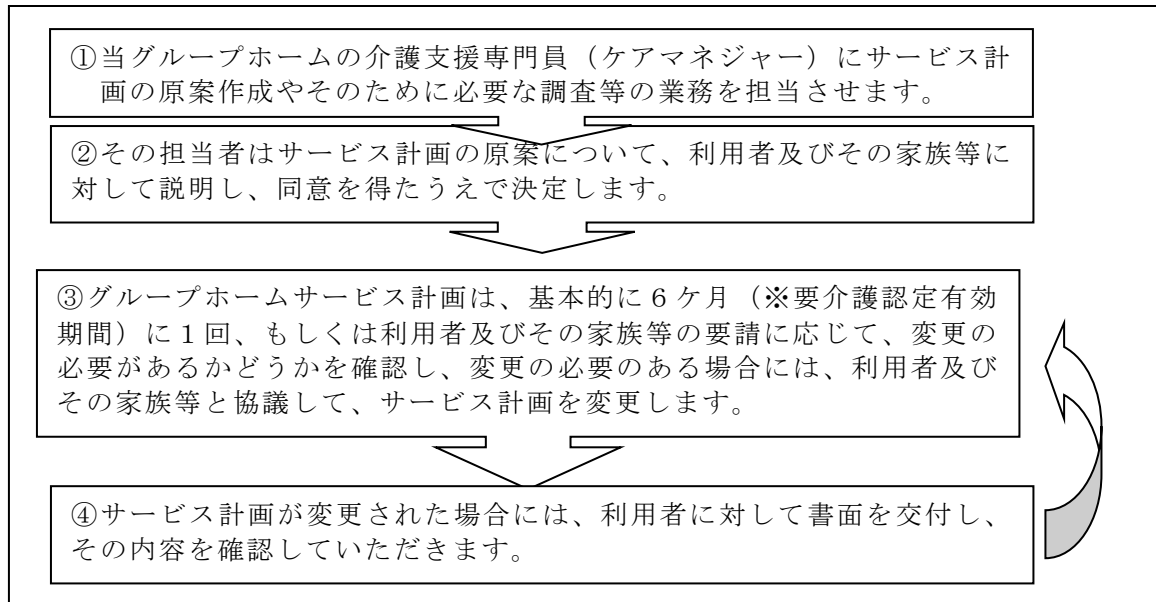
管 理 者・・・業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成します。

「グループホームサービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「グループホームサービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



4. サービス提供における事業者の義務

当グループホームは、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④利用者に提供したサービスについて記録を作成し5年間保管するとともに、利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務及び個人情報の取扱いについて）
ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
また、利用者の円滑な退去のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、利用者の同意を得ます。

5. グループホーム利用の留意事項

当グループホームのご利用にあたって、グループホームに入居されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入居にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

身の回り品、衣類、貴重品、位牌、ラジオ（イヤホン付き）、時計、車椅子、テレビ

(2) 面会

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、食べ物の持ち込みはご遠慮ください。（持参された場合は、必ず職員へ申し出てください。）

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、日数などをご相談ください。

(4) 食事

食事が不要な場合は、10日前までにお申し出下さい。

それ以降は、申し訳ありませんが食材費が発生いたします。ご了承ください。

(5) グループホーム・設備の使用上の注意

○居室及び共用スペース、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、グループホーム、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当グループホームの職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

グループホーム内での喫煙はできません。

(7) サービス提供に関するご意見、ご相談について

キーパーソンの方を通じて、ケアマネージャーが対応させていただきます。

6. 損害賠償について

当グループホームにおいて、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 事故発生時の対応について

当グループホームにおいて、利用者の安全な生活を保障するためにつねに十分な配慮を行っていきます。事故発生時の対応については下記の通り実施します。

火災時

- (昼間) ① 現場確認 →火元の確認をすると同時に火事を知らせる。
 ② 消火活動 →消火器・その他
 ③ 誘導 →人命を守る。

(夜間) ※緊急連絡網にて連絡する。

災害時

→ 早めの避難

- ① 避難場所 → 田畑クリニック（休止中）建物内へ
② 緊急連絡網で応援を要請する ※災害時持ち出し物品を携行する。
※非常災害マニュアルに従って行動する。

台風・豪雨時 ※避難確保計画に従って行動する。

利用者不明対応

■防止 ①玄関・居間の見守り(当日の責任者)

②職員間の連携・声かけの徹底

③着衣の確認

■検索

①携帯電話持参

②検索に出かける前に、残るスタッフに声かけをする。

③残るスタッフは他の利用者の生活を守る。(不安にさせない)

④検索スタッフは随時ホームに連絡し、指示を仰ぐ。

■10分経過した場合

① 同法人関連施設に連絡し、支援をもらう。家族にも連絡し、協力を得る。

② 各地区の住民の協力を依頼する。

■さらに見つからない時

① 公民館長に連絡し、各地区の住民の協力を依頼する。(放送)

② 警察・消防へ連絡する。

③ 発見したら各所へ早急に連絡と挨拶

■転倒・ケガのとき（連絡先）指宿さがら病院 TEL 2 2 - 3 0 7 9

(屋内) 本人より痛みがあるかどうかを聞き、血圧、脈、体温を測定後病院へ連絡する。

(屋外) 事故が起こらないように配慮すると共に、携帯電話を持参する。本人より痛みがあるかどうかを聞き、血圧、脈、体温を測定後病院へ連絡する。

■熱発時 血圧、脈、体温を測定後、協力医療機関外来へ連絡受診する。

■痙攣、ひきつけの時 体を横にして、嘔吐物がのどにつまらないようにする。

→協力医療機関へ連絡

■送迎中の事故 携帯電話を持参し、グループホームえがおとほほえみ・警察に連絡する。（事故の程度により、救急車等連絡する）

※ 事故については必ず利用者の家族、保険者（市）に報告する。

8. グループホームえがおとほほえみ個人情報保護について

当グループホームは個人情報を下記の目的に利用し、その取扱いには細心の注意を払っています。個人情報の取扱いについては医療法人微笑会の利用者の個人情報の保護に関する規則及びガイドラインに即して実施いたします。

（1）個人情報の取扱いに関して

個人情報がご本人の意に反して取り扱われることがないように、つぎの原則に基づいて個人情報を取り扱います。

（グループホームにおける個人情報の利用目的）

1 介護サービス提供

- 当グループホームでの介護サービスの提供
- 他の病院、診療所、薬局、介護サービス事業所等との連携
- ご家族への説明

2 介護サービス費請求のための事務

- 当グループホームでの介護サービス費などに関する事務
- 審査支払機関への介護給付費請求書の提出
- 審査支払機関または保険者からの照会への回答

3 当グループホームの管理運営業務

- 会計・経理
- 事故等の報告
- 当該利用者様の介護サービスの向上
- その他、管理運営業務に関する利用

4 介護サービス・医療や業務の維持・改善のための基礎資料

5 当グループホームホームにおいて行われる介護実習への協力

6 介護の質の向上を目的とした当グループホーム内での事例研究

7 外部監査機関への情報提供

付記

- 1 上記のうち、他の介護及び医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
- 2 お申し出がないものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。
- 3 これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

9. その他運営に関する重要事項

(衛生管理)

1. 本事業を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意します。
2. 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努めます。

(身体拘束の禁止)

1. 本事業の提供において、常に利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化せず、拘束しないケアを実施します。
2. 本人又は他の入所者の生命、身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入所者および家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じます。

(虐待防止に関する事項)

1. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとします。
 - (1) 虐待の防止を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

(記録の整備)

1. 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。
 - (1) サービスの記録
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容の記録
 - (3) 身体拘束等の対応及び時間、その際の利用者の心身並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 市町村への通知に関する記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(運営推進会議)

運営推進会議において、活動状況を報告し評価を受け、必要な要望、助言等を聞き
会議内容を記録し公表します。

10. 外部評価実施状況

平成30年11月28日

NPO 法人自立支援センターかごしま福祉サービス評価機構

令和5年12月26日

グループホームほほえみ運営推進会議で開催

令和6年3月8日

グループホームえがおNPO法人自立支援センター福祉サービス機構

令和7年12月24日

グループホームえがおとほほえみ運営推進会議で開催